

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の規定について

岐阜県教育委員会学校安全課

1. 条例に規定された「自転車利用者」「保護者」「学校長（学校）」の義務及び努力義務

	義務の所在 (誰が)	対象 (誰に対して)	内容 (何をすべきか)	義務の程度 (どこまで)	関連条文	施行日
①	自転車利用者	運転者本人	ヘルメットを着用する。	努力義務	第13条	R4.10.1
②	保護者	保護する者に対して	自転車の安全利用に関する教育を行う。	努力義務	第11条の3	R4.4.1
③			ヘルメットを着用させる。	努力義務	第13条の2	R4.10.1
④			自転車損害賠償責任保険等に加入する。	行為義務	第15条	R4.10.1
⑤	全学校長	全児童生徒に対して	児童生徒の発達段階に応じて自転車の安全利用に関する教育・啓発を行う。	努力義務	第11条の4	R4.4.1
⑥	自転車通学者がいる学校の長	自転車通学者に対して	ヘルメットの着用に関する、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずる。	努力義務	第14条の2	R4.4.1
⑦			自転車損害賠償責任保険等に加入しているか確認する。	努力義務	第16条の2	R4.10.1
⑧			保険加入が確認できない自転車通学者に対して	自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供する。	努力義務	第16条の2

2. 学校長（学校）の努力義務について

- ・⑤の「児童生徒の発達段階に応じて自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発を行う努力義務」は、自転車通学者の有無や校種に関わらず、全学校の長にある。
- ・⑤「自転車の安全利用の教育・啓発」と⑥「ヘルメット着用に関する情報提供、助言その他必要な措置」の努力義務については、令和4年4月1日から施行されている。
⇒10月1日の、ヘルメット着用努力及び保険加入の義務化に向けて、学校では安全教育・啓発・情報提供・助言等を4月から行う必要があると解釈できる。10月に向けての事前準備として、半年間、指導・助言をすることが求められている。
- ・自転車通学者がいる学校には、⑦「自転車損害賠償責任保険等への加入確認」の努力義務がある。努力義務ではあるが、学校は、児童生徒の自転車通学の申請時に、保険加入の有無を確認する必要がある、と考えるのが妥当である。
- ・⑧の「保険加入が確認できない」状況として、児童生徒の入学・転学直後等の時期や、保護者と連絡が取れない等の特別な事情がある場合が考えられる。こうした情報が不明な場合に、学校は保険加入に関する情報提供の努力をしなければならないという解釈になる。すなわち、入学時等には、自転車損害賠償保険への加入について、学校から児童生徒本人や保護者に向けた周知がされるべきと考えることができる。

3. 条例の内容と解釈（保護者、学校長の義務に関すること）

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（岐阜県条例第8号）」より
保護者及び学校長の義務に関することを抜粋

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

七 保護者

児童生徒等を保護する責任のある者をいう。

八 学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

十 自転車損害賠償責任保険等

道路における自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

⇒ 自転車損害賠償責任保険等とは

他人の生命または身体が害された場合の損害を補填できる保険又は共済のこと

第11条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するものとする。

2 県は、市町村、学校、交通安全関係団体等が行う自転車の安全で適正な利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 保護者は、その保護する児童生徒等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

4 学校の長は、当該学校の児童生徒等に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

⇒ 表② 「保護者の、安全利用の教育をする努力義務」

保護者は、保護する児童生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

⇒ 表⑤ 「学校長の、安全利用の教育・啓発をする努力義務」

学校長は、児童生徒に対し（自転車通学者に限らず、小中義高特の校種に関係なく）、自転車の安全で適切な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

第13条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童生徒等が道路において自転車を利用するときは、当該児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

⇒ **表①「自転車利用者の、ヘルメット着用努力義務」**

自転車を運転する者（児童生徒に限らず自転車利用者全員）は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

⇒ **表③「保護者の、ヘルメットを着用させる努力義務」**

保護者は、その保護する児童生徒が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

第14条 県は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 通学に自転車を利用する児童生徒等（以下「自転車通学者」という。）がある学校の長は、当該自転車通学者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

⇒ **表⑥「学校長の、ヘルメット着用に関する情報提供・助言等の努力義務」**

自転車通学者がいる学校の長は、自転車通学者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

一 自転車利用者（児童生徒等である場合にあつては、その保護者）
当該自転車利用者

⇒ **表④「保護者の、自転車損害賠償責任保険等に参加する行為義務」**

保護者は、その保護する児童生徒の自転車利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。 ※努力義務ではない

第16条 県は、交通安全関係団体及び自転車損害賠償責任保険等に係る保険者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるとともに、これに加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

一 自転車通学者がある学校の長 当該自転車通学者

⇒ **表⑦「学校長の、自転車損害賠償責任保険加入を確認する努力義務」**

自転車通学者がある学校の長は、当該自転車通学者に対し、自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めなければならない。

⇒ **表⑧「学校長の、自転車損害賠償責任保険に関する情報提供を行う努力義務」**

自転車通学者がある学校の長は、当該自転車通学者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

第17条 この条例の規定は、市町村が地域の实情に応じて、自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

⇒ 県の条例が、自転車の利用に関する市町村の条例の定めを妨げることはない。

(例) 県の条例で努力義務としているヘルメットの着用について、市町村の条例で行為義務として規定する場合、県の条例は市町村の条例の定めを妨げない。

附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

⇒ **〔令和4年4月1日施行〕**

- ・「保護者の、安全利用の教育をする努力義務」
- ・「全学校の、安全利用の教育・啓発をする努力義務」
- ・「自転車通学者がいる学校の、ヘルメットに関する情報提供・助言等の努力義務」

〔令和4年10月1日施行〕

- ・「自転車利用者の、ヘルメット着用努力義務」
- ・「保護者の、ヘルメットを着用させる努力義務」
- ・「保護者の、自転車損害賠償責任保険等に加入する行為義務」
- ・「自転車通学者がいる学校の、損害賠償責任保険等への加入を確認する努力義務」
- ・「自転車通学者がいる学校の、損害賠償責任保険に関する情報提供を行う努力義務」